

留守家庭児童育成センターとの関係について

放課後キッズルーム事業(委託型)(以下、「放課後キッズ(委託型)」)と留守家庭児童育成センター(以下、「育成センター」とは、以下の点で内容に違いがございますので、各条件をご確認の上、お申込みいただくようお願いします。

育成センターとの主な相違点

	放課後キッズ(委託型)	育成センター
目的	児童が自由に過ごすことのできる居場所を提供し、児童の育ちを支援する。	就労等で保護者が不在となる家庭の児童を保育し、児童の健全育成を図る。
開設日	平日(授業日・長期休業期間・振替休業日) ※日曜日・祝日・12/29～1/3を除く。 ※土曜日・学校閉鎖日を除く。	平日(授業日・長期休業期間・振替休業日) ※日曜日・祝日・12/29～1/3を除く。
利用時間	授業日:下校時～午後5時 (延長利用不可) 休業日:午前8時30分～午後5時 (延長利用不可) ※神原・高木北小学校の休業日は午前8時～午後5時	授業日:下校時～午後5時 (午後7時まで延長利用可) 休業日:午前8時00分～午後5時 (午後7時まで延長利用可、ただし土曜日は延長利用不可)
活動場所	ランチルーム・図書室等の屋内施設を学校と共用で使用(原則専用室はなし)、運動場等	育成センター専用室、運動場等
費用等	・保険料 800 円/年(減免なし)	・育成料 8,200 円/月、延長利用料 3,000 円/月(生活保護世帯等、一部減免あり) ・おやつ代等実費 約 2,500 円/月 ・傷害保険は指定管理者が加入
活動内容	・宿題、自主学習、読書等 ・屋内外での自由な遊び	・児童の状況に即した適切な遊び(自由遊び・室内遊び・全体遊び等) ・季節に応じた行事や園外保育 ・日常の自主学習
定員	なし (参加には登録が必要。)	あり 40 人または 60 人 (待機児童発生時は定員を超えて最大受入人数まで受け入れている)
指導員・スタッフ	・責任者 1 名(教員免許等所持者) ・スタッフ 3 名以上(資格要件なし) ・責任者及びスタッフの加配はなし。	・常勤指導員(教員免許等所持者) 2 名(定員 40 人の場合)または 3 名(定員 60 人の場合) ・障害加配指導員・弾力加配指導員(いずれも非常勤指導員)を 1～4 名配置する場合あり。

	放課後キッズ(委託型)	育成センター
ケガ・体調不良の場合の対応	・軽微なケガの場合は、スタッフが応急処置を行う。必要に応じて保護者に連絡する、救急車を呼ぶ等の対応を行う。	児童の状態により、安静にする、保護者へ連絡する、医療機関を受診する、救急車を呼ぶ等状況に応じた対応を行う。
申込みの時期・方法	利用申込書と保険料を委託事業者に提出する。 (随時受付。ただし、年度当初の事業開始時のみ、開始月前月の中旬頃×切)	利用許可申請書を指定管理者に提出する。 (通年利用は前年度1月上旬頃×切、長期休業のみ利用は長期休業開始の前月頃×切。随時受付は利用開始月の前月20日×切。)
その他	一旦下校の必要なし。	一旦下校の必要なし。

よくあるご質問

Q1 放課後キッズと育成センターは、重複して申込みできますか。

A1 重複申込みは可能です。

ただし、放課後キッズに参加する日は、育成センターを欠席していただくこととなりますので、必ず育成センターの指定管理者にその旨を伝えてください。逆に、放課後キッズに参加しない日は、放課後キッズの委託事業者にお知らせいただく必要はありません。

Q2 放課後キッズに参加した後、育成センターに参加することはできますか。

A2 放課後キッズに参加した後に、育成センターに参加することはできません。

放課後キッズに参加する日は、育成センターを欠席していただくこととなります。

Q3 放課後キッズに参加した後、校外で習い事等に参加し、その後(同じ日に)再び放課後キッズに参加することはできますか。

A3 放課後キッズを途中で退出(帰宅)し、その後再び参加することは可能です。

参加者は、参加・帰宅時に放課後キッズの受付で、名簿へチェックをすることになっていますが、途中で退出(帰宅)する場合も、その都度チェックをしていただきます。

Q4 長期休業期間中の昼食はどうなりますか。昼食のために帰宅し、再び登校して放課後キッズに参加することはできますか。

A4 弁当を持参し、部屋で昼食を取ることができます。

また、一度帰宅し、昼食を取った後、再度参加することも可能です。

昼食を取らずにそのまま午後も参加してしまうことのないようにしてください。

Q5 塾の参考書類、マンガ、遊び道具等を持込みできますか。

A5 塾の参考書類等、自主学習に必要となるものは持込みできますが、遊び道具については、原則持込みはできません。(ただし、学校が持込を認めている遊具は可)

マンガについては、各キッズルームによって扱いが異なりますので、委託事業者にお尋ねください。

なお、持参した物の紛失や破損等については、自己責任となります。

また、貴重品の持込は一切禁止しております。万一、貴重品を紛失・破損等した場合、市・委託事業者・学校は一切責任を負いませんので予めご了承ください。

Q6 安全安心のため、携帯電話を持込みできますか。

A6 携帯電話については、原則持込みを禁止しています(学校の運用に合わせて).

ただし、休業日や平日に一度帰宅してから事業に参加する場合は、持込みいただいても構いませんが、活動場所での使用は禁止しております。

教育委員会 学校支援部
地域学校協働課 放課後事業担当
TEL 0798(35)3651・3652